



## インドネシア 言語法

北陸銀行  
シンガポール事務所  
所長 遠藤 昌明

## 1. はじめに

「インドネシア法人を当事者とする英語のみで締結された契約は無効」という2013年の地裁判決が、今般最高裁で確定しました。

インドネシア法人に対して外国法人が資金の貸付を行い、その際の金銭消費貸借契約書が英語のみで締結されていたため、言語法により契約自体が無効と判断されたものです。

## 2. 言語法について

- (1) 2009年に「国旗、国語、国章および国歌に関する法律 第24号」（言語法）が制定、施行されています。言語法の第31条1項に「州の機関、インドネシアの政府機関、インドネシアの私的機関またはインドネシア人が含まれる覚書または契約については、インドネシア語を用いなければならない。」2項に「外国の当事者が含まれる第1項に規定する覚書または契約については、外国語および／または英語で記載することもできる。」と規定されています。
- (2) 基本的に契約書はインドネシア語で作成することが必要ですが、外国語での契約書も作成し、その外国語を優先言語とすることもできます。
- (3) 同法に関する施行細則がまだ規定されていないため解釈の方法はまちまちでしたが、実務上、外国人がインドネシア法人等と契約を締結する際は、インドネシア語と外国語の契約書を両方作成し、かつ外国語を優先言語とするケースが一般的です。  
また、取り敢えず外国語で契約書を作成し、その契約書に、「事後的に作成されたインドネシア語の契約書が当初契約から有効である旨（追完条項）」を規定し、将来的にインドネシア語での契約書が必要になった際に作成するケースもあります。

## 3. 事例

- (1) 言語法の施行後に、外国法人を貸付人とし、インドネシア法人を借入人とする金銭消費貸借契約が、英語のみで締結されました。金銭消費貸借契約書には、準拠法がインドネシア法で追完条項の規定がありませんでした。  
その後、外国法人がインドネシア法人に債務の履行を求め提訴しました。

- (2) これに対し、西ジャカルタの地裁は、2013年6月に「言語法に基づき、英語のみで締結された契約は無効」との判決を下しました。外国法人はこれを不服とし上告しましたが、2014年5月にジャカルタ高裁が地裁判決を支持しました。さらに、最高裁でも2015年8月に上告が棄却され判決が確定しました。
- (3) 裁判所の判断は、「インドネシア語での契約締結が必要であるにも関わらず、英語のみで契約締結することは、契約の一般的な成立要件である正当な原因という要件を欠いており、当該契約自体が無効であり、その契約に基づいて契約履行を求めることはできない」との判断です。

#### 4. 今後の対応

- (1) 金銭の貸付が実際に行われているにも関わらず、契約の形式的な側面によって契約自体が無効と判断されることに釈然としないものがあります。
- (2) しかしながら、上記のような判断がなされた以上、仮に英語のみで契約締結している場合には、早急にインドネシア語での契約書を作成する必要があります。
- (3) 追完条項の効力や優先言語の規定に対する判断はなされていないので、インドネシア語での契約書を作成しておく方がベターです。
- (4) 仮に、これからインドネシア語の契約書を作成しようとしても、契約締結相手方のインドネシア法人等との関係が悪化している場合、インドネシア語の契約書作成に非協力的なケースも出てくると思います。インドネシア法人とすれば、上記判決を乱用して、インドネシア語の契約書を作成せず、不都合があれば契約の履行を実行しない手段をとることが可能です。

#### 5. 最後に

西ジャカルタ地裁の判決は、外国企業に衝撃を与えました。上訴審で異なる判決がされることが期待されていましたが、地裁の判決がそのまま確定しました。非常に理解に苦しむ判例です。

しかしながら、海外での事業展開を進めていく上では、現地の法律、習慣等に従わざるを得ませんので、こうしたリスクがあり得るということについて十分に認識しておくことが必要です。

<ご注意>文中意見は筆者の個人的見解であり、北陸銀行としての見解の反映ではありません。当レポートは作成時点の経済状況に基づき、情報提供のみを目的に作成したものです。

記載内容についてはご利用者のご判断と責任のもと、ご利用くださるようお願いいたします。

**ほくりく長城会**

**海外ビジネス情報**

発行：北陸銀行 ほくりく長城会事務局  
〒920-0024 金沢市西念1-1-3 コンフィデンス4F  
(株)人材情報センター内)  
TEL: (076)254-6500 FAX: (076)254-6565  
E-mail: info@chojo-hokugin.jp